

会 議 概 要

会 議 の 名 称	第2回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会
開 催 年 月 日	令和4年12月26日（月）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後1時30分から午後3時50分まで
開 催 場 所	久喜市役所本庁舎 第4・5会議室
議 長 氏 名	会長 石上 泰州
出席委員（者）氏名	石上 泰州、内田 サイ子、小島 比ろ子、坂口 信蔵、 中村 文隆、秀島 敏治、細川 敦子、丸瀨 正樹、三澤 善考
欠席委員（者）氏名	池田 宏
説明者の職氏名	アセットマネジメント推進課 主幹兼管理・計画係長 藤本 健
事務局職員職氏名	財政部長 関口 康好 財政部副部長 川名 健一 財政部参事兼アセットマネジメント推進課長 高田 健一 アセットマネジメント推進課 主幹兼管理・計画係長 藤本 健 担当主査 古畑 剛士 主事 井高 璃子
会 議 次 第	1 開会 2 議題 （1）公共施設の適正配置の見直しについて （2）その他 3 閉会
配 布 資 料	・ 次第 ・ 資料1 施設分類別適正配置計画 新旧対照表 ・ 施設分類別適正配置計画新旧対照表の見方 ・ 参考資料 施設劣化度評価一覧 ・ 劣化度の評価基準 ・ 追加資料 第2回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会の 審議内容
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	5人

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

司会（高田参事） 皆様こんにちは。
委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。
定刻になりましたので、第2回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会を開催させていただきます。
開会に先立ちまして、本日の出席委員についてご報告申し上げます。
委員10人中、出席委員9名でございます。
過半数に達しておりますことから、本委員会は久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例第6条第2項の規定により成立しますことをご報告申し上げます。
なお、池田委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。
また、第1回が欠席となりました秀島委員が本日いらっしゃっておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

秀島委員 （秀島委員あいさつ）

司会（高田参事） ありがとうございます。
次に、皆様にご了承いただきたいことがございます。
まず、会議終了後に会議録を作成し、ホームページ等で公開するため、審議の内容を録音させていただきますことをご了承願います。
なお、本日の会議は、音声を文字に変換して会議録を作成する、会議録システムを使用しております。
音声を正確に収録するため、お手数ですが、発言の際には、マイクをご使用いただきますようご協力をお願いします。
また、この会議は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、公開になりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には、受入れるものでございます。
それでは開会にあたり石上会長からご挨拶を頂戴したいと存じます。
よろしくお願いいたします。

石上会長 （会長あいさつ）

司会（高田参事） ありがとうございます。
それでは審議に移らせていただきます。
会議の進行につきましては、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。
それでは石上会長よろしくお願いいたします。

石上会長 それでは暫時進行を務めさせていただきます。
 議事の進行にご協力の程よろしくお願いたします。
 それでは、はじめに議題の（１）公共施設の適正配置の見直しについて、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（藤本主幹） 改めまして、こんにちは。
 事務局、アセットマネジメント推進課の藤本です。
 どうぞよろしくお願いいたします。
 恐れ入りますが着座にてご説明させていただきます。
 それでは、議題に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと存じます。
 ・次第
 ・資料１ 施設分類別適正配置計画 新旧対照表
 ・施設分類別適正配置計画新旧対照表の見方
 ・参考資料 施設劣化度評価一覧
 ・劣化度の評価基準
 ・追加資料 第２回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会の審議内容
 以上になります。
 不足等はございませんでしょうか。

（不足なし）

事務局（藤本主幹） 続きまして、会議の進め方を改めてご説明させていただくとともに、資料１の見方についてご説明させていただきたいと思ひます。
 はじめに会議の進め方でございます。
 本委員会につきましては、今年度中に３回、年度が変わりまして令和５年度に３回、全６回を来年の夏頃を目途に予定しておりまして、公共施設個別施設計画の第５章から第７章における、前回ご説明させていただきました５つの項目に関連する施設についての見直しをご審議いただきます。
 本日の第２回、それから次回の第３回につきましては、第５章の施設分類別適正配置計画の部分を議題としてまいります。
 来年度の第４回、第５回では、第６章の施設分類別保全計画及び第７章の削減効果の検証をご審議いただきまして、第６回に答申をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。
 答申いただいた一部見直し案につきましては、久喜市議会令和５年９月定例会議に議案上程してまいりたいと考えております。
 なお、検討委員会の審議の状況によりましては、１１月定例会議に後ろ倒しすることも想定しているところでございます。
 また、会議資料につきましては、その都度、市ホームページや各公共施設に設

置してあります市民参加コーナーで公表させていただきまして、広く市民の皆様から意見募集を行うとともに、市議会にも、報告させていただきたいと考えております。

次に、資料1の施設分類別適正配置計画新旧対照表の見方をご説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

事前に資料をご郵送させていただいた時に、見方についての資料も同封させていただいておりますが、改めてお聞きいただければと思います。

今回の一部見直しにつきましては、はじめに、各施設の所管課に対しまして、今年の8月から9月にかけてヒアリングを行い、そこで出された意見等を勘案し、事務局のアセットマネジメント推進課において見直し案を作成いたしました。

また、この見直し案を再度各施設所管課にて確認した上で、全部長が構成員となっているアセットマネジメント推進本部会議において審議、検討し、本日の資料の形となっております。

表の右側【旧】と書かれておりますところにつきましては、現行の配置計画、表の左側【新】と書かれておりますところが、見直し後の配置計画原案となっております。

表の左側、施設名の列をご覧ください。

No.6のあおば保育園以外はハッチがかかっておりまして、あおば保育園はハッチがかかっていない白塗りの状態となっております。

このハッチがかけられている施設につきましては、現在の計画に対しまして、機能や建物の方向性、取組内容、第1期から第4期までの実施の時期等におきまして、何らかの変更を行ったことを表しております。

また、赤字の部分につきましては、現行の計画と比べて、その文言や時期が変わったことを表しております。

この1ページで言うと、No.6のあおば保育園以外の施設で何かしらの見直しを行っているというようなことになります。

例といたしまして、一番上、No.1の中央幼稚園をご覧ください。

右側、現在の公表されている計画では、機能の方向性は「集約化」と書かれております。

左側を見ていただきますと、機能の方向性のところが赤い文字で「検討」に変わっております。

建物の方向性は、右側は「除却」となっておりますが、左側は「検討」に変更しております。

また、取組内容につきましては、右側は「第1期中に栗橋幼稚園へ機能を集約する。集約後、建物は除却する。」と記載されておりますが、左側を見ていただきますと、赤い文字で「第1期中に認定こども園に移行した上で、機能、建物ともに当面は維持する。建物の更新時期に利用状況等を勘案し方向性を検討する。」というように変更しております。

実施時期につきましては、右側は「集約化」「除却」が第1期後期に書かれておりますが、中央幼稚園の更新時期が第2期にあたることから、左側では第2期に「方向性について検討」というように見直しました。

なお、右側の現行の計画では、第1期は2021年から2025年までの各年度と後期に、第2期は前期と後期に分けており、第3期と第4期は分けておりません。

年度が明けてからご審議いただく第6章に、第1期の各年度に何をやるかが細かく記載されており、こちらと内容が重複しておりますことから、今回の見直し案では、第1期から第4期までの各期において何をやるのかということをお示しする形に見直しをしております。

最後に、会議の進め方について事務局からご提案をさせていただきたいと思っております。

追加資料をご覧ください。

本日は、第5章の施設分類別適正配置計画にございます14に分類されている施設の内、網掛けをしている2番の消防団器具置場、5番の幼稚園・保育所、6番の放課後児童クラブ、8番学校教育系施設、10番のスポーツ施設、11番の産業系施設、13番の市営住宅、14番の普通財産、以上8つの分類について、ご審議いただきたいと思いますと考えております。

審議方法につきましては、最初にこの8つの分類全てをご説明して、一括して議論、ご審議いただくということではなくて、1つ1つの分類について、ご説明させていただきまして、それについてご審議していただくことを繰り返してまいりたいと考えております。

なお、消防団器具置場、学校教育系施設及び放課後児童クラブは今回の見直し対象ではございません。

ただし、小中学校の統廃合や、売却等が進んでいる施設については、注記を追加しておりますので、後程ご説明させていただきます。

以上でございます。

石上会長

ありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がございましたが、本日は、個別施設計画の第5章、施設分類別適正配置計画の方向性についてご審議をいただきます。

なお、見直す施設が大変多くございますので、今回と次回に分けてという予定でございます。

この後の進め方としては、施設分類ごとに区切って事務局からご説明をいただき、それぞれ議論をしていただきたいと思いますと考えております。

その他含めまして何か、ここまでのところでご不明な点等はございますか。

(意見等なし)

石上会長

それでは以下、施設分類ごとに区切って事務局からご説明いただきます。

よろしく申し上げます。

事務局（藤本 主幹） それでは、はじめに「幼稚園・保育所」についてです。
資料1の1ページをご覧ください。

「幼稚園・保育所」については、「民間譲渡を推進し、公立幼稚園・保育所としてのサービス提供を廃止する。」ことを方針としております。

これは、個別施設計画の基本方針5「役割分担の見直し」により、民間の経営のノウハウを活用することで、より有効なサービスの提供が期待できる場合は、民間への売却・譲渡等を推進し、利便性の向上や運営の効率化を図るという考え方に基づいております。

そのような中、個別施設計画を公表して以降、市民の皆様から、公立の幼稚園や保育園の存続を望む声が寄せられた他、市議会におきましても多くの議員の皆様からご指摘をいただいたところです。

こうした声を受けまして、この度作成した資料の左側、個別施設計画の見直し原案につきましては、保育園は一律に民間譲渡するのではなく、将来的な保育需要等の状況や保護者のご意向を踏まえ、支援や配慮が必要となる児童の受入れについて検討してまいりたいと考えておりますことから、中央保育園とひまわり保育園の2つの保育園を「維持」する計画に変更いたしました。

また、幼稚園は特別な支援を要する児童の受入れを考慮するとともに、インクルーシブ教育を推進していくため、中央幼稚園が耐用年数を迎える際に施設の方向性を改めて「検討」する計画に変更いたしました。

それでは、施設毎に見直し内容をご説明させていただきます。

はじめに、No.1中央幼稚園及びNo.2栗橋幼稚園です。

見直し前の計画では、No.1中央幼稚園については、機能の方向性は「集約化」、建物の方向性は「除却」としており、取組内容は「第1期中に栗橋幼稚園へ機能を集約する。集約後、建物は除却する。」としておりました。

また、No.2栗橋幼稚園については、機能の方向性は「実施主体変更」、建物は「譲渡」としており、取組内容は「第1期中に中央幼稚園と統合する。第2期を目途に民間へ施設を譲渡し、市としてのサービス提供を廃止する」としておりました。

見直し原案では、No.1中央幼稚園及びNo.2栗橋幼稚園とも、機能・建物の方向性を「検討」とし、取組内容を「第1期中に認定こども園に移行した上で、機能、建物ともに当面は維持する。中央幼稚園の更新時期に合わせて、利用状況等を勘案し方向性を検討する。」に改めたところです。

次に、No.3さくら保育園及びNo.4すみれ保育園です。

見直し前の計画では、No.3さくら保育園及びNo.4すみれ保育園ともに、機能の方向性は「実施主体変更」、建物の方向性は「譲渡」、取組内容は「民間へ施設を譲渡し、市としてのサービス提供を廃止する。」としており、第1期中に民間譲渡する計画としておりました。

見直し原案では、機能及び建物の方向性、取組内容は変更しておりませんが、

取組みの時期を第2期に改めております。

次に、No.5ひまわり保育園及びNo.7中央保育園です。

見直し前の計画では、機能の方向性は「実施主体変更」、建物の方向性は「譲渡」、取組内容は「機能、建物ともに維持する。第2期を目途に民間へ施設を譲渡し、市としてのサービス提供を廃止する。」としておりました。

見直し原案では、機能及び建物の方向性を「維持」に、取組内容を「機能、建物ともに維持する。」に改めております。

次に、No.6あおば保育園です。

No.6あおば保育園につきましては、見直し前の計画から変更しておりません。

ただし、個別施設計画を策定した令和3年3月時点では民間公募を実施していましたが、現時点では既に民間の保育所が開園しておりますことから、見直し原案に※印で「機能代替先となる民間保育所を開園済み。」と追記しております。

最後に、No.8中央保育園分園です。

No.8中央保育園分園につきましても、見直し前の計画から変更しておりません。

ただし、個別施設計画全体の表記の統一性を図るため、建物の方向性の部分を「除却」という表記から「複合施設に準じる」に改めさせていただきました。

個別施設計画を見ていただきますと、他の施設に複合している施設は、建物の方向性を「複合施設に準じる」という記載にしていたところですが、この施設の表記で統一性が図られていなかったため、今回の見直しに合わせて表記を修正したところ です。

また、既に令和4年3月31日に廃止済みとなっておりますことから、※印で「機能を廃止済み。」と追記させていただきました。

「幼稚園・保育所」についての説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

石上会長

ありがとうございました。

幼稚園・保育所についてですが、非常に大きな見直しが見られました。

ご質問やご意見等はございますか。

細川委員

劣化評価一覧の2ページ、50番目のところに中央幼稚園がありまして、屋根・屋上、電気設備がD評価です。

このD評価というのはすぐ直す必要があるということなのですが、それについてはどういった考え方をしているのでしょうか。

事務局（藤本主幹）

劣化度調査につきましては、最初に実施したのが令和元年になります。

これは個別施設計画を策定する段階で、コンサルタントの業者に委託をして、専門家に評価をしていただいております。

その後、その評価を基に、今度は担当する職員が毎年、劣化が進んでいないか

等を確認しております。

今ご指摘いただきました中央幼稚園につきましては、屋根と屋上、電気設備がD評価となっております、これは最新の情報になります。

こういった評価がつかますと、当然直さなければならないということになりますので、施設担当課としては予算要求して、予算がつけば翌年度修繕するというような形になります。

D評価ですので、当然すぐに直さなければならないものですが、予算の関係もございますので、こういった手順で施設の維持管理をしているということをご理解いただければと思います。

細川委員

分かりました。

ありがとうございます。

中村委員

はじめに、会議に直接関係ない話になるかも分かりませんが、限られた時間と人数の中でよく今日のような資料作成していただいたな、と努力を評価したいと思います。

他の審議会にも関わっていますが、個別施設計画検討委員会の事務局の働きには相当な努力がいるのではないかと考えています。

なぜこういうことを申し上げるかといいますと、しかし一方では先日、市議会だよりか何かで義務教育学校の新設についてのやりとりがあり、議員さんから「丁寧に進めるように」と発言があって、そうしましたら担当者の方で「申し訳ない、丁寧に進める」というようにあった。

今日の資料を見ますと、短時間の内に、事務局の努力でこういう細かな資料を作っています。

事務局の人数にも限りがあり、日数にも限りがありますから、その中で四苦八苦して努力をしているのではないかと、私は関わっていないですが、そういうようにお見受けします。

ですから、申し訳ないというような返答は必要ないのではないかと、例えば、「更に丁寧に進めます」というような返答ぐらいでよろしいのではないかとこのように思った次第です。

正直なところ、一市民としてそのように便りを見て感じましたので、はじめに申し上げました。

本題に入ります。

随分、前の計画と変わっているとお見受けしました。

「方向性について検討」という取組内容が見られます。

今、毎月毎月、人口が減っています。

ないものは出せません。

この後、疲弊が更に進んでいってしまう。

子育てするなら久喜とか、教育するなら久喜とか、住み続けるなら久喜とか、

のように標榜しているなら、それに値するような地域づくりを更に進めていくことも必要だなと。

そうすると、この後、人口減が更に進むでしょうし、それに対して、果たして「方向性について検討」で維持できるのかどうかというのが心配になりました。

それが1つ。

それから、民間譲渡というように書いてありますが、民間譲渡について、見当はついているのですか。

例えば、江面第二小学校が廃校し、大分長い間のそのままになっていた。

買い手が見つくような市場があればよいが、ただなくせばよいというだけでは無責任ではないかと思ひ発言した次第です。

以上です。

事務局（藤本 主幹） 冒頭にお話しいただいたのは、おそらく市議会だよりの義務教育学校のものについての記事をご覧になったのではないかと思います、お聞きしておりました。

前回の市議会において、市議会議員の皆さんから執行部にご質問があつて、それに対して執行部がどのような答弁をしたかというようなことが書かれてあるもので、鷺宮西中学校、鷺宮小学校、上内小学校が義務教育学校になるというような内容だったかと思います。

それから、資料についてお褒めいただきありがとうございます。

公務員は褒められる機会が少ないものですから、非常に嬉しく思いました。

幼稚園や保育所の関係なのですが、確かに現在の計画では、除却や民間譲渡等、基本的に市では保有しないというような計画になっております。

かなり思い切った計画だと事務局でも感じております。

そういった中で、先程、市民の皆様や市議会でもご指摘をいただいたというようなご説明をさせていただきましたが、それがまさに中村委員がおっしゃられた、子育てするなら久喜とっておきながら公立を廃止してしまつてよいのかというところでした。

一方で、前回の第1回の時にも申し上げたように記憶があるのですが、幼稚園や保育所というものは私立が増えました。

中村委員さんがおっしゃる通り、人口が減り税収の増が見込めない中で、更に高度経済成長期に建てられた建物が一斉に更新しなければならない時期を迎えており、あの頃の人口増を前提とした施設整備から人口が減っていく中でもどのように公共サービスや施設サービスを維持するかを今から考えていかなければ手遅れになってしまう、というようなところもあると思っております。

そのような中で、民間にできることは民間に移行して行く計画を作らせていただきましたが、それでもやはり公立を望む方がいらっしゃるということで、一律民間譲渡というのを見直す形で原案を作成しました。

確かに「方向性について検討」となりますと、今の時点で方向性を示せていないというところになりますが、こちらにつきましては、市民の皆様のご需要等も含めて時間をかけて検討をしなければならない内容だと考えておりますので、曖昧

だというご指摘もあろうかと思いますが、このような原案を作成しました。
以上です。

三澤副会長

今のご意見に同感なのですが、やはり大前提として、久喜市に住みたい、住んでよかったという、5か年計画や10年計画の土台の基にこのアセットマネジメントの計画が立ち上がっていると私は信じています。

ですから、大前提がどこに記載されているのかと聞いたのですが、39ページはアセットマネジメントの計画に対する目標ということになっているので、ここは小さな目標だと感じました。

大前提の大きな目標、市の目標があると思いますので、それが示してもらえたらありがたいと思います。

もう1つ、ちょっと細かいことをお聞きしたいのですが、認定こども園ということは、私立に移行するということよろしいのでしょうか。

以上2点お願いします。

事務局（藤本主幹）

最初の大きな目標についてですが、市の大きな方向性を示した計画は久喜市総合振興計画というものになります。

10年単位の計画で前期と後期に分けて5年ずつ、市全体の政策を示している計画になります。

当然それが市で一番上の計画になります。

更にその下にぶら下がっているのが、教育振興計画や環境基本計画、それから今ご審議いただいている公共施設の関係でいうと、公共施設等総合管理計画という計画があり、更にその総合管理計画を具体化するために、今回の個別施設計画がございします。

個別施設計画自体の目標は計画の中に記載されておりますが、総合振興計画にしっかり基づきながらこの計画を作っているという認識で事務局も策定を進めております。

認定こども園につきましては、小学校の就学前のお子様に対する保育と教育、それから保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

保育園と幼稚園は、家庭で保育ができないお子様を預ける施設か、小学校就学前に教育を受ける施設か、所管が厚生労働省か文部科学省か、そういった特徴が分かれた施設になるのですが、認定こども園はそれを一体化した保育も教育も行う施設でございまして、平成18年10月に創設された制度になります。

今後、中央幼稚園、栗橋幼稚園につきましても、認定こども園に移行するというところを取組内容に記載したところです。

石上会長

認定こども園の運営は民間なのか。

事務局（藤本主幹）

公立のままでございます。

資料1の現行の計画では、中央幼稚園を栗橋幼稚園に集約し、中央幼稚園は除

却、栗橋幼稚園は第2期に指定管理制度を導入して最終的には民間譲渡していくような計画になっており、今回これを見直しております。

見直しをした結果、実際に通われている方、市民の皆様と今後、合意形成をしていかなければならないということで、方向性については現時点で結論を出せない、第2期の中央幼稚園が耐用年数を迎えるまでに方向性を検討していきたいというような計画に改めております。

それまでの間は、公立のままということになりますので、幼稚園が認定こども園への移行についても、私立ではなく公立のままになります。

石上会長 その他何かご質問ご意見ございますか。

(意見等なし)

石上会長 では、幼稚園・保育所につきましては、現行の計画を大幅に見直しまして、見直し案の形で進めてまいりたいということです。

なお、No.1の中央幼稚園とNo.2の栗橋幼稚園につきましては、方向性について検討ということで、将来的に民間譲渡なのか市で運営を続けるのか等々については、少なくともこの委員会で何らかの方向性を出すということはないということでございまして、10年程の中で保育需要あるいは幼稚園の需要がどうなっていくのかということをお案しながら、また次の時期にご検討されるということのようです。

幼稚園・保育所につきましてはとりあえずここで一旦区切らせていただきまして、また後程、何かございましたら遠慮なくご意見を頂戴したいと思います。

では、続きましてスポーツ施設につきまして、ご説明をお願いいたします。

事務局（藤本 それでは次に、「スポーツ施設」についてです。
主幹） 資料1の2ページをご覧ください。

併せて、個別施設計画の91ページをご覧ください。

一番上に配置の適正化方針が書かれております。

これはスポーツ施設に関しての方針になります。

スポーツ施設については、「市内各地に分散する体育館機能を1施設に集約化する。屋内・屋外プールは、ごみ処理施設に係る余熱利用施設への集約化を図る。テニス場及び運動公園の管理棟は、公園の存続に応じた配置とするものの、規模の拡大や現有施設の更新は行わないことを基本とする。」を方針としております。

個別施設計画の40ページ、41ページをご覧ください。

公共施設の適正化に向けた基本方針というのが定められており、その内の基本方針3「複合化・多機能化による拠点施設の整備」により、総量削減と機能維持の両立を図るために、施設自体の数や規模を縮小しながら、エリアごとに拠点となる施設を配置し、そこへの複合化・多機能化、集約化を進めることで、効率的

な維持管理・運営や公共施設サービスの維持・向上を図るという考え方に基づいております。

この、スポーツ施設については、今回の見直し対象ではないことから、基本的には変更しておりません。

ただし、令和4年度に改訂する総合運動公園基本計画に位置付ける予定の武道場の新築について、資料の左側、見直し原案の一番下の行に、「No.新10（新）武道場」として追加させていただいております。

武道場は、第2期に新築し、その後、当面維持していくこととなりますことから、機能の方向性は「維持」、建物の方向性は「新築」、取組内容は「第2期中に武道場を新築する。」といたしました。

また、この武道場の建設場所については、現在の総合運動公園内の第2体育館の位置を予定しておりますことから、No.2総合体育館第2体育館（毎日興業アリーナ久喜サブアリーナ）の除却の時期を、第2期から第1期に改めております。

「スポーツ施設」についての説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

石上会長

ありがとうございます。

スポーツ施設については見直しの対象項目ではないのですが、新規で武道場の建設が計画されたことに伴いまして、見直し案をご提示いただいているということかと思えます。

こちらにつきまして何かご質問ご意見ございますか。

秀島委員

武道場でできることは、剣道、柔道だけでしょうか。

他に利用できるような設備が作られることはないのでしょうか。

事務局（藤本主幹）

武道場に係る計画の詳細は把握しておりません。

弓道、それから剣道、柔道、いわゆる武道に当たるものを競技できる会場を計画していると聞いております。

中村委員

今の質問に関連することなのですが、武道場の新設というのは、要望は強かったのでしょうか。

それからもう1つ、第2体育館の除却が第2期から第1期に大きく変わった理由をお聞かせください。

事務局（藤本主幹）

今、ご質問をいただきました要望につきましては、把握をしておりませんので次回までの確認事項とさせていただきます。

第2体育館の除却の時期が早まったのは、担当課から武道場を建築するために第1期の令和11年頃から解体に着手したいという計画で進めていると聞いており、第2期中に除却したところに建築するために除却の時期を前倒したところからです。

秀島委員 第2体育館が廃止ということですが、現在までの使用状況はどのようになっていましたか。

石上会長 事務局は、第2体育館の使用状況に関するデータ資料がもしあるようでしたらご説明ください、ないようでしたら、次回以降にお示しください。

秀島委員 分からなかったら、後で出していただければよいです。
体育館をなくすということは、頻繁に使っていたところが使えなくなるということです。
第1体育館は今でも予約を取るのが大変です。
各スポーツ団体から苦情が来ています。
どうしようもないので、鷲宮第2体育館、それから栗橋、菖蒲と小学校をスポーツ関係で使っています。
それでもやっぱり卓球とかで、何とかならないかとよく言われます。
現在の体育館でも少なく、おそらく毎日、体育館を利用していると思います。
それを全部潰していくとなると、今度は総合体育館にどれだけの広さが必要になるのか、ということになってきます。
その辺もちょっと考えていただきたい。

事務局（藤本主幹） 個別施設計画の35ページをご覧ください。
この個別施設計画を策定するのにあたって、過去5年間の利用状況を調べたものになります。

（10）スポーツ施設の上から2番目のところが第2体育館です。
おっしゃる通り非常に人気がある施設であることは重々承知しております。
そのような中、総合運動公園の基本計画というものを、今、スポーツ振興課というところが担当して、見直しをかけております。

見直しをする中で、当然各スポーツ団体の皆様にもご意見を伺っていることと思いき、市民の皆様からのご意見もいただいていると思いき、そのような中で人気もあって利用率も高いというようなものであれば残していくという選択肢もあろうかと思いき、そうであったとしても人口減少社会において施設を集約していくことを併せて検討していかなければならないとも思っております。

三澤副会長からお話があった通り、市の計画は総合振興計画という一番大きな計画が上にございまして、その下に色々な計画がぶら下がっており、当然整合を図れていなければなりません。

今回の見直し案というのは、総合運動公園の基本計画の見直しの方向性と整合を図った上で作ったものです。

以上でございます。

石上会長	ありがとうございます。
三澤福会長	<p>今の意見と全く同じです。</p> <p>各体育館の利用状況を見て、確かに収支が赤字になっていますが、健康のまちという前提があると思います。</p> <p>今の公民館の利用状況を見ても、非常に逼迫した状況です。</p> <p>やはり高齢者になってきますと、特に健康に関心を持ってきます。</p> <p>そういう意味も含めて、ごみ焼却施設に統合されるということになると、おそらく体育する場所が少なくなり非常に不便を来たすのではないかと思います。</p> <p>管理者団体に委託するという方法は考えていないのでしょうか。</p>
事務局（藤本主幹）	総合体育館はすでに指定管理者制度を導入している施設で、民間のノウハウを活用し、施設の運営、管理を全て民間事業者をお願いしている公共施設になっております。
三澤福会長	全ての体育館に導入できないのでしょうか。
秀島委員	ほとんどの体育館は民間委託しています。
事務局（藤本主幹）	<p>おっしゃる通りです。</p> <p>他に、学校施設の体育館がございますが、学校で管理しながら市民の皆様に学校開放という形で使っていただいております。</p>
三澤福会長	分かりました。
石上会長	<p>このスポーツ施設につきましては、冒頭にも申し上げましたように、本来見直しの検討の対象項目ではございませんが、新たに武道場を建設する計画が出てきたようで、それとの調整を図るために第2体育館の除却時期を若干前倒しにせざるを得なかったというような理解だと思えます。</p> <p>また、武道場につきましては、どのような種目が可能なのかご関心がございましたので、分かる範囲で結構ですが次回までにお示しいただければと思います。</p>
中村委員	<p>第2体育館の除却が早くなりました。</p> <p>市民プールを除却する計画がありますが、その時期と関連付けて前に持ってきたのでしょうか。</p>
事務局（藤本主幹）	<p>全く関連がないということはないと思います。</p> <p>総合運動公園をどのようにしていくか、建設から時間が経っていることから現在の需要等も鑑みて、総合運動公園の基本計画の見直しをしているところです。</p> <p>中村委員さんがおっしゃった通り、市民プールについては今後除却し、3 x 3</p>

ができるコートやスケートボード場のようなものを作っていく計画に改めているところでは、

総合運動公園の基本計画を見直す中で、武道場の検討をしており、それを第2体育館の位置に作るというような形で進めていると聞いております。

そのようなことから、市民プールと一緒に除却してしまうといったことではないですが、基本計画の中で整合が図られているとご理解いただければと思います。

中村委員

除却や集約化等を数合わせ的な考えでやるのは、行政がやってはいけないと思っています。

無くせばよいというものではない。

プールについても、当時は市民から相当な要望があつてできました。

大繁盛していましたが、しかしその後、いろいろなところで似たようなプールができ、廃止しています。

久喜市においても同じように、後追的な議会とか行政の対応だったのではないかと私は思っています。

こんなはずじゃなかった、と。

例えば、東京理科大学跡地についてもそうです。

相当な税金を投入して誘致したにも関わらず、あつという間に出て行ってしまつたり、病院があつという間になくなってしまつたり。

それは1人だけの、1つの組織だけの責任ではなくて、議会の責任もあるし、行政にも責任があるし、両方に責任があると思います。

市民にも共有していかなければいけない問題です。

個人を責めているつもりはありません。

みんなで思いを共有して今の難局を乗り切っていこうというような発言ですので、悪く受け取らないでください。

よい方向に、確認しながら、進めていって欲しいという声だと思ってください。

以上です。

石上会長

ご意見にとして承りました。

では、スポーツにつきましてはよろしいでしょうか。

(意見等なし)

石上会長

では、先に進めさせていただきます。

次に産業系施設になります。

事務局（藤本
主幹）

それでは「産業系施設」についてです。

資料1の3ページをご覧ください。

産業系施設については、「類似機能を有する周辺他施設等に集約・複合化し、市としてのサービス提供を廃止する」ことを基本方針としております。

これは、先程のスポーツ施設と同様、個別施設計画の基本方針3「複合化・多機能化による拠点施設の整備」の考え方に基づいております。

産業系施設については、今回の見直し対象ではないことから、基本的には変更しておりません。

ただし、4月に行われた市長選挙におきまして選挙公約「まちのつくり方改革2ndステージ」において、農業振興拠点（道の駅）を整備することを市民の皆様にお約束しておりますことから、資料の左側、見直し原案の一番下の行に、「No.新11（新）農業振興拠点（道の駅）」として追加させていただいております。

この農業振興拠点（道の駅）につきましては、第1期に新築し、その後、当面維持していくこととなりますことから、機能の方向性は「維持」、建物の方向性は「新築」、取組内容は「農業や観光の拠点として、防災機能やスポーツ振興機能等も備えた農業振興拠点（道の駅）を第1期中に新築する。」といたしました。

簡単ではございますが、「産業系施設」についての説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

- | | |
|-----------|--|
| 石上会長 | ありがとうございます。
こちらも見直しの検討対象ではありませんので変更はございませんが、市長の公約の関係で一番下の道の駅が追加されたということでございます。
何かご不明な点はございますか。 |
| 中村委員 | 新しくごみの焼却場ができることが決定しています。
この道の駅の中に「スポーツ振興機能等も備えた」とあるのですが、道の駅とスポーツ振興でどのような関係があるのかももう少しお聞かせください。 |
| 石上会長 | 道の駅については、ある程度計画が進んで固まっておりますか。 |
| 事務局（藤本主幹） | 今、庁内でどういったものを作っていくか内容をまとめているところです。
サイクリング系の施設の拠点になるようなものを入れたらよいのではないかと
いったような議論がされているようです。 |
| 中村委員 | 場所は決まっていないのですよね。 |
| 事務局（藤本主幹） | 場所はJ A南彩菖蒲グリーンセンターの周辺の予定です。 |
| 中村委員 | 何百億と使ってごみの焼却場とスポーツ関連の施設を合体させたすごい総合施 |

設ができるというように発信していると思うのですが、それとこの道の駅のスポーツ振興とどんな繋がりがあるのかと思いました。

道の駅はJ Aとコラボして作ろうという計画ですよね。

そこをスポーツと関係づけて、また旗だけ上げてすぐに降ろすことはないだろうかと思いました。

石上会長

ありがとうございます。

大変難しい議論ですが、本来、こちらの委員会はすでにあるものをいかにして長持ちさせるか、統廃合していくのかというようなことを議論するところです。

第1次の計画では、今あるものを全部維持してはとても市は維持できないので、総量にして4割カットするという計画を立てました。

4割カットしてもきちんと税金で賄えるかどうかカツカツな状態だという計画で、そうやって減らしたり削ったりということを専ら議論してまいりました。

新しいものを作るという時にどういったもの、どういった機能をそこに持たせればよいのかということは、我々がそもそも議論してよいのかどうかもよく分からないところもございますが、この道の駅のあり方については、別途、然るべきところでご議論がされるというように考えます。

ただし、我々はその辺を、ただ指をくわえて見ているだけというわけでもないと思います。

総量として4割カットするところが第1次の計画ですので、そこから余りにも、全体として大きく後退するようなことになることは果たしていかなものかという議論が出てまいるかと思えます。

この辺りはまだ今日のところは分かりません。

全体としてその4割削減するという計画がどうなっていくのかは、次回以降の会合の中でプランがお示しされると思えますので、その辺を総合的に捉えていただいて、ご意見を頂戴できればと思います。

この道の駅のこと、あるいは武道場についても、そこについてどういう機能を持たせる等々ということは、こちらから申し上げるのは難しいところがあると思えますので、大変恐縮ですが、含み置きをいただければありがたいように思えます。

道の駅について、どういう計画なのか分かる範囲で、ぜひこの委員会にもご提示をいただければと思いますが、何かございますか。

事務局（藤本主幹）

補足いただきましてありがとうございます。

会長が今おっしゃっていただきました通り、個別の施設の内容につきましては、その施設を検討するまた別の組織がございまして、そちらで検討していただく内容になろうかなと思えますが、それについて今の進捗状況等はこの個別施設計画に関連しておりますので、きちんとご説明しなければならぬと思っております。

そのような中で、道の駅は第1期中にということではあるのですが、まだ検討

に着手したばかりということもございますので、皆様にお示しできるような内容までは至っていないというところです。

併せまして、先程の武道場の関係で、今、事務局職員が担当しているスポーツ振興課に確認に行ってまいりましたので、先程課題になっていた部分をお話しさせていただきます。

剣道、弓道、柔道を中心にダンスや卓球ができるような多目的に使える部屋も用意したいという方向で検討を進めているということです。

ご要望については、特に弓道は要望が強かったというようなことだったようです。

先程のご質問に関しては、そのようなところです。

石上会長

ありがとうございました。

先程の体育館につきましては、第2体育館の現在の機能の一部は、おそらく武道場の方でも引き継がれるであろうと、卓球等もできるようになりそうな計画だということです。

それでは、産業系施設につきましてはその他ご不明な点等ございますか。

(意見等なし)

石上会長

よろしければ、次の市営住宅に移らせていただきたいと思います。
ご説明をお願いいたします。

事務局（藤本主幹）

それでは次に、「市営住宅」についてです。
資料1の4ページをご覧ください。

市営住宅につきましては、「目標使用年数の到来を目安に全面廃止し、県営住宅や民間賃貸住宅での機能代替を推進する。」ことを方針としております。

これは、個別施設計画の基本方針5「役割分担の見直し」の考え方に基づいております。

市営住宅については、今回の見直し対象ではないことから、方向性については見直し前の計画から変更しておりません。

ただし、公営住宅法施行令に規定されている耐用年数や、国が定める用途廃止基準、市営住宅は生活の拠点となる住宅であり通常の公共施設とは根本的に異なる施設であることなどを考慮し、取組みの時期を見直したいと考えております。

No.1市営住宅柳島団地につきましては、資料の右側、見直し前の計画では第1期に機能を廃止し建物を除却する計画としておりましたが、左側の見直し原案では、公営住宅法施行令に規定されている耐用年数70年を迎える第3期（2044年）に除却する計画に改めました。

No.2市営住宅松永団地につきましては、既に公営住宅法施行令に規定されている耐用年数を経過した建築物でございますことから、見直し前の計画のまま、第1期に除却する計画を変更しておりません。

「市営住宅」についての説明は以上となります。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

石上会長 ありがとうございました。
市営住宅につきまして、何かご不明な点はございますか。

三澤副部長 参考資料の最後のページに市営団地がありますが、市営団地は高齢者住宅か何かなのですか。

事務局（藤本主幹） 参考資料の最後のページのNo.174からNo.175になります。
No.174の柳島団地は3階建て鉄筋コンクリート造の18世帯入れる建物1棟になります。
No.175の松永団地は3棟ございまして、PC造なので耐用年数が45年になります。
申し訳ありません、松永団地の記載に誤りがございます。
棟名を松永団地、構造をPC造に修正をお願いいたします。

※ 会議終了後、「参考資料 施設劣化度評価一覧」を訂正
・棟名の「松島」部分を「松永」に修正
・欄外に「※経過劣化度の評価の設定上、風の子学童保育クラブ・風の子南学童保育クラブ（SP造）はLGS造、市営住宅松永団地（PC造）はRC造として評価を行っています。」を追記

石上会長 PC造は他にはないのでしょうか。

事務局（藤本主幹） ここにしかありません。
3号棟はすでに除却しているので記載がありません。

石上会長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

三澤副部長 わかりました。

石上会長 他何かご不明な点はございますか。

（意見等なし）

石上会長 ではまたお気づきの点ございましたら後程承ります。
次に普通財産のご説明をお願いいたします。

事務局（藤本
主幹）

それでは次に、「普通財産」についてです。

資料1の5ページをご覧ください。

普通財産については、「地元自治会や利用団体等の合意の下に、施設の譲渡を推進する。役割を終えた施設や老朽化した施設は、計画的に廃止・除却する。」ことを方針としております。

これは、個別施設計画の基本方針5「役割分担の見直し」の考え方に基づいております。

市が保有する財産につきましては、行政財産と普通財産の2つに分類することができます。

簡単に申し上げますと、行政財産は行政目的のある財産、反対に普通財産は行政目的のない財産ということになります。

個別施設計画でいうと14分類の内の1番から13番は行政財産、そしてこの行政財産に入らないもの、行政目的のないものが普通財産ということになります。

要するに、普通財産については、行政として何かしらの行政目的を達成するために必要な財産ではないという位置づけの財産でございますことから、保有しないことを基本に考える必要がございます。

そのようなことから、資料の右側、見直し前の計画では、緑色で示した「譲渡」もしくは灰色で示した「除却」のいずれかとしておりました。

一方で、地元譲渡としている施設については、次回、第3回にご審議いただく予定の「市民文化系施設」にある「集会所」と同様、地元自治会に譲渡するための協議を実施してまいりましたが、協議が整わず、この度の見直し対象となったところでございます。

それでは、施設毎に見直し内容をご説明させていただきます。

はじめに、No.1東京理科大跡地（旧特別教室棟）です。

No.1東京理科大跡地（旧特別教室棟）につきましては、看護専門学校を開設しようとする公益社団法人地域医療振興協会に無償譲渡が決定しておりますことから、見直し前の計画のまま、第1期に譲渡する計画を変更しておりません。

ただし、この無償譲渡は令和4年度に行われることから、取組内容の欄に※印で「令和4年度に譲渡済み」を追記させていただきました。

次に、No.2剣道場につきましては、資料の右側、見直し前の計画では、機能の方向性が「実施主体変更」、建物の方向性が「譲渡」、取組内容が「利用者等への譲渡を推進する」としておりましたが、譲渡を断念したところです。

資料の左側、見直し原案につきましては、既に耐用年数を超過した建築物であることから、機能の方向性を「廃止」に、建物の方向性を「除却」に、取組内容を「第1期中に機能を廃止し、建物は除却する。」に改めました。

No.3パークタウン集会所、No.4パークタウン第2集会所、No.5パークタウン第3集会所、No.6パークタウン北2丁目集会所、No.9野々宮ふれあいレストハウス、No.10柴山小塚ふるさと会館の6施設につきましては、いずれも、資料の右側、見直し前の計画では、機能の方向性が「実施主体変更」、建物の方向性が「譲

渡」、取組内容が「地元自治会等への譲渡を推進し、市としてのサービス提供を廃止する。」としておりました。

資料の左側、見直し原案につきましては、これら6つの施設は既に地元自治会が維持管理を行っていることから、機能及び建物の方向性を「検討」、取組内容を「維持管理の実施主体は地元自治会になっているため、第1期中に建物の方向性について地元と協議・検討する。」に改めました。

残るNo.7旧森下福祉館、No.8旧森下福祉館ふれあい交流室及びNo.11旧栗橋第一幼稚園の3つの施設につきましては、第1期に除却する計画としており、いずれの施設も令和3年度に除却が完了しておりますことから、見直しは行わず、取組内容の欄に※印で「令和3年度に建物を除却済み。」と追記しております。

「普通財産」についての説明は以上となります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

石上会長

ありがとうございました。

地元譲渡する計画であった集会所等を改めて再検討するという事です。

普通財産につきましてご質問ご意見はございますか。

秀島委員

集会所の譲渡はまだ決まってないということでしょうか。

計画原案では「地元譲渡」になっていますが、地元との話し合いはまだ行われてないということでしょうか。

事務局（藤本主幹）

No.3パークタウン集会所、No.4パークタウン第2集会所、No.5パークタウン第3集会所、No.6パークタウン北2丁目集会所、No.9野々宮ふれあいレストハウス、No.10柴山小塚ふるさと会館は、地元と協議をしましてまいりましたが、地元の自治会で施設を引き受けるというのはハードルが高いという課題がございました。

この施設は、土地も建物も市の所有になっておりますが、建物ごと地元の自治会に貸しており、建物の光熱水費の支払いや建物の修繕を全てやっていただいている、市としては火災保険には入っているものの、支出としてはそれぐらいしかない施設になります。

この個別施設計画は、建物の更新費用や維持管理の費用を削減していくために、先程会長がおっしゃった通り、面積を40パーセント減らしていくことを考えていく計画なのですが、この施設は保有していてもそれほど影響がありません。

ただ、地元の方々が集まって利用していただいている施設ですので、建物が古くなればいずれは更新しなければならない時がやってきますが、普通財産は市として保有しないことを前提に考えていかなければならない、また市のお金で建て替えて地元の方に管理していただくというのが本当に良いのかというところがありまして、あらゆる可能性について地元の皆様と検討していきたいという形で見直しをさせていただいたところです。

細川委員 建物を除却して更地にすると、保有しない方向ということは売却しているのでしょうか。

事務局（藤本主幹） そうです。
まず、個別施設計画というのが、建物をどうするかというところに焦点を当てている計画となり、残された土地をどうするのかという疑問は当然ですが、そこまで言及している計画ではありません。

ただし、役割を終えた施設の跡地というのは、持ち続けていけば雑草が生えて毎年草刈りをしなければならない、持っているだけで費用が掛かるということになりますので、不要となった資産については売却していくことを前提に考えております。

この後、教育系施設が出てくるのですが、例えば、江面第二小学校も先日、民間事業者に売却する手続きをいたしました。

学校施設の売却は難しいところがあるのですが、学校施設に限らず、廃止して土地だけになった場合には、基本的には売却することを前提に検討していくことを考えております。

細川委員 東京理科大学の跡地は売却ではなく、譲渡ですよ。

事務局（藤本主幹） 東京理科大学跡地につきましては、東京理科大学が持っていた土地と建物の内、約半分が市に無償で譲渡されました。

残り半分は東京理科大学が物流事業者に売却をして、物流倉庫が稼働しているところですよ。

市が譲り受けた土地と建物については、看護専門学校をそこでやりたいという公益社団法人さんに無償で譲渡することを先日発表したところで、市としては保有しないということになります。

中村委員 売却すればよいという問題ではありません。

売却をするにしても買い手がない。

江面第二小学校についても、あんなによい土地と建物がありながら、長い間売れず500万で決着をつけることになりました。

除却するにしても、売却するにしても、継続して維持管理するにしても、どちらにしても大変な問題ですよ。

すんなりと進めず、いろいろ角度から意見を出して、まとめた方がよいと思います。

事務局（藤本主幹） ありがとうございます。

中村委員さんのおっしゃる通りです。

都市計画では、市街化を抑制するところを市街化調整区域というのですが、その土地の利用というのは非常に難しいところがございます。

江面第二小学校の跡地もそういう土地になっております。

いわゆる農村部にあたるところがほとんどですが、そういったところから人口減少や少子高齢化が顕著になっていく傾向が強いものですから、小中学校についても市街化調整区域から統廃合が進んでいるところです。

そうすると残った建物用地に関しては、非常に規制が強く活用の内容が限られるため、売りづらいということになってしまいます。

一方で、使っていない公共施設を持ち続けていると維持管理にお金がかかるため、ずっと持っているわけにはいきません。

この辺が非常に難しいところで、マイナス入札とあって、他の自治体では逆にお金を出して譲り受けてもらっているという事例が報道されていたりします。

良い悪いは考え方があろうかと思いますが、持ち続けて維持管理費がかかってしまうのであれば、売却の費用が安い金額になってしまったとしても、民間に譲渡し固定資産税等の収入益を受ける、その金額を市民のサービスにあてていく、という考え方もございます。

確かに、廃止、除却、売却について、短絡的に考えられる問題ではありませんので、やはり、ある一定程度の市民の皆様との合意形成は必ず必要になると思っております。

そのような中で、今回の個別施設計画を見直すというタイミングに、全ての施設について、市民の皆様と合意形成が済んだ計画として発表するというのは現実的ではありません。

市としてはこういう方向性で考えていきたいと思っているという計画を出させていただき、実際その取組みがはじまる時には、計画で決まっているからこうやるというものではなく、市としてこういう方向性で進んでいきたいのですがこれについてどうでしょうと1つ1つ議論を進めていく必要があると思っております。

石上会長

ありがとうございます。

この委員会では、建物をどうするのかというところまでが任務ということですが、本来は除却した後どうするのかということも重要な論点であるわけです。

そちらについては、ここでは直接の審議対象とはしていないということですが、もちろんご意見がございましたら、どんどんお寄せいただければと思います。

それでは普通財産についてはよろしいでしょうか。

(意見等なし)

では残りの3つ、消防団器具置場、学校教育系施設、放課後児童クラブのご説明をお願いいたします。

事務局（藤本 それでは、資料1の6ページから12ページまで、「消防団器具置場」、「学

主幹)

校教育系施設」及び「放課後児童クラブ」の3つの分類につきまして、まとめてご説明させていただきます。

これら3つの分類につきましては、今回の見直し対象ではないことから、現在の計画のまま、方向性や取組内容は変更しておりません。

ただし、本日これまでにご説明してまいりました施設と同様、既に実施済みの取組みなどがございますことから、取組内容の欄に※印で追記した施設がございますことから、その部分をご説明させていただきます。

はじめに、資料1の6ページ、7ページ「消防団器具置場」です。

消防団器具置場については、「各施設の耐用年数や劣化状況を踏まえ早期に更新計画を策定し、市民の安心・安全を守る施設として、適正な施設管理を推進する。将来の人口や世帯数の動向を見据え、他施設への複合の可能性を検討しつつ器具置場の統廃合を推進する。」ことを方針としております。

これは、個別施設計画の基本方針2「施設規模・配置の適正化」の考え方に基づいております。

消防団器具置場は追記等を含め、一切変更しておりません。

現在の25施設から21施設に削減する方向で、担当している消防防災課の方で、今後、更新計画を策定することになっております。

次に、資料1の8ページから10ページ「学校教育系施設」です。

学校教育系施設については、「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小中学校の統廃合を推進する。市内全小中学校を対象とする学校給食センターを新築し、学校給食センター機能を市内全域で1箇所を集約する。」ことを方針としております。

これは、個別施設計画の基本方針3「複合化・多機能化による拠点施設の整備」の考え方に基づいております。

取組内容の欄に追記した施設について、施設毎にご説明させていただきます。

No.3江面第一小学校については、江面小学校として令和3年4月1日に統合が行われたことから、施設名の欄にカッコ書きで江面小学校を、取組内容の欄に※印で「R3.4.1に統合済み。」を追記しました。

同様にNo.4江面第二小学校についても、取組内容の欄に※印で「R3.4.1に統合済み。」を追記するとともに、通所系福祉施設を運営する民間会社への売却が決定したことから、「令和4年度に売却済み。」を追記したところです。

次に、9ページ、No.21上内小学校については、令和4年4月1日から休校してあります。これは児童数の減少で廃校ではなく休校で児童は鷲宮小学校に通ってあります。取組内容の欄に※印で「R4.4.1から休校中。」を追記しました。

次に10ページ、No.28菖蒲中学校及びNo.29菖蒲南中学校については、令和4年4月1日に統合が行われたことから、取組内容の欄に※印で「R4.4.1に統合済み。」を追記しました。

No.35菖蒲学校給食センター、No.36鷲宮第1・2学校給食センター及びNo.新6(新)学校給食センターについては、見直しは行っておりませんが、令和3年8月に新学校給食センターが稼働したことに伴い、取組内容の欄に追記いたしま

した。

No.35菖蒲学校給食センターは令和3年7月に機能を廃止したことからその旨を、No.36鷺宮第1・2学校給食センターについては、機能廃止後、令和4年度に除却したことからその旨を、No.新6（新）学校給食センターは令和3年8月から稼働済みであることをそれぞれ取組内容の欄に※印で追記しております。

No.転用3教育支援施設につきましては、令和3年度に鷺宮総合支所の5階を生涯学習センターに転用したことからその旨を追記しました。

No.新7（新）鷺宮複合施設（教育支援施設）については、先日、令和5・6年度に実施する市の組織機構改革において、現在の3つの総合支所に代わる施設として行政センターを配置すると発表があったことから、鷺宮総合支所を第4期に更新する際も行政センターを有する施設とすることを明記したものです。

学校教育系施設の内、特に小中学校については、建物の更新時期を踏まえた施設総量の削減も当然に考えていかなければならない課題ではございますが、それ以上に子ども達の教育環境をどうしていくべきか、どうあるべきかを考えていく必要がございます。

そのようなことから、「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づく、教育委員会における統廃合の方針を尊重してまいります。

次に、資料1の11ページ、12ページ「放課後児童クラブ」です。

放課後児童クラブについては、「小学校の統廃合に応じて適宜、配置の見直しを図る。局所的な児童数の増加により規模の拡大や新規整備が必要となった場合や、建物の老朽化が進行し更新が必要となった場合には、原則として新規整備は行わず、他施設への複合等を基本とする。」ことを方針としております。

これは、個別施設計画の基本方針3「複合化・多機能化による拠点施設の整備」の考え方に基づいております。

放課後児童クラブは追記等を含め、一切変更しておりません。

小学校の統廃合に影響を受ける施設でございますことから、方針にございます通り、小学校の統廃合に応じて適宜、配置計画の見直しを図ってまいります。

「消防団器具置場」、「学校教育系施設」、「放課後児童クラブ」の3つの分類についての説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

石上会長

ありがとうございました。

ただいまご説明の件につきまして、ご質問ご意見はございますか。

基本的には見直しの対象ではなく、進捗状況についての補足的なご説明ということだったかと思えます。

よろしいでしょうか。

（意見等なし）

石上会長

それでは全体通しまして、改めてご質問なりご意見なりございましたら、ぜひ

いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

秀島委員 保育園、幼稚園の待機児童はいますか。

関口財政部長 4月時点ではいません。

秀島委員 分かりました。

三澤副会長 参考資料の1ページですが、鷲宮総合支所が築32年でほとんどがC評価になっています。

菖蒲総合支所は築34年でB評価がかなり入っています。

ここら辺の評価は正しいのかお聞きしたい。

事務局（藤本主幹） 先程、この資料のご説明をさせていただいた時に、初年度の令和元年度は専門のコンサルタント事業者が評価をしたというようにご説明しましたが、専門の担当者が全ての施設を回り、同じ基準で評価をしております。

コンサルに依頼をするとそれだけでお金がかかってしまうため、最初に評価した結果に対して、そこになかったものが表れていたり、程度が悪くなっていたりというのは、ある程度研修を行えば職員ができるだろうということで、現在は毎年、各施設の担当者が評価をしているところです。

そのようなことから、ご心配の菖蒲総合支所と鷲宮総合支所とでは、評価しているのは違う職員になります。

評価にバラつきが出ないように研修をしたり、資料があったりするので、基本的には評価の基準は同じになっておりますが、多少のバラつきは出てくると思っております。

建築年と劣化の進み具合の違いというのは、いろんな要因が考えられますが、当然施工の違いや、その後の維持管理の仕方、修繕の有無の違いによっても評価に違いがございしますので、そういったところで築年数が浅いのに評価が悪いというところが出てくることも現実的にはあるというところです。

三澤副会長 分かりました。

細川委員 先程、公共施設を4割カットするという話が出てきましたが、例えば単純な収支で考えたら総合文化会館がものすごいのですが、それに比べたら第2体育館は100分の1くらいです。

収支で考えるのではなくて数で考えるのはなぜでしょうか。

事務局（藤本主幹） ありがとうございます。

個別施設計画の2ページをご覧ください。

本計画の位置付けがありまして、真ん中に太い線で色のついていない「久喜市

公共施設等総合管理計画」というものがございますが、この総合管理計画で何をやったかといいますと、現在、公共施設でいわゆるハコモノといわれているものや道路や上下水道といったインフラといわれているものが市にどれだけあるのか、それを更新していくにはどれだけの費用がかかるのか、今まで年間にどれだけ費用がかけられていて、どれだけ削減していかなければならないかをここで検討しております。

ここでは、いわゆる収支というよりも更新費用で考えており、20パーセントの削減をこの総合管理計画で示しております。

この20パーセントを削減するために、公共建築物を対象としている個別施設計画と、各インフラにも計画があり、更新の費用をどうやって削減いくかを検討しております。

ただし、ライフラインである道路や水道管を削減するのは現実的ではないため、インフラ施設で削減していくのは難しく、公共施設全体で20パーセント削減するというのを公共建築物だけでやらなければなりません。

公共施設を20パーセント削減するためには、公共建築物だけで40パーセント削減しなければならないことになります。

確かにおっしゃられる通り、収支も考えていかなければならない指標の1つではございますが、個別施設計画は、更新していく費用をどうやって削減していくか、そのために面積を減らしていかなければならない、単純に面積を減らしてしまうと市民サービスが低下してしまうのでどうやって市民サービスを維持していくのか、ということを考えていく計画になるため、収支では考えておりません。

細川委員 では、赤字になっているかどうかで判断しているわけではないのですね。

事務局（藤本主幹） そのとおりです。

細川委員 分かりました。

石上会長 収支は基本的に考えていないということですが、違った見方をしますと、例えば、児童がたくさんいる学校は統廃合しない、少なくなっているところが対象になります。

そういう意味での利用状況というのは当然考慮に入っていると思いますので、学校施設の中ではそういう考慮ができるかと思います。

学校施設と別の施設とでどっちを残すべきだというようなところに関しては、収支状況での検討は、厳密な意味ではしていないということだと思います。

三澤副会長 先程、体育館に指定管理が導入できないかということをお話しましたが、日経新聞の今年の10月1日土曜日の記事で、指定管理で急成長した、鴻巣の街活性化室というところの事例が取り上げられています。

その中で、その指定管理者がかなり工夫を凝らして、収支を改善させているという事例が出ています。

施設を管理、維持していくための方策として、ただ潰すだけではなくて、そういうことを考えていく方向性もあってもよいのではないかと思いました。

載っていてなるほどと思いましたので、参考までに。

事務局（藤本 ありがとうございます。

主幹） 指定管理者制度が創設されて以降、久喜市でも導入してきました。

久喜市の場合にはどちらかというと費用の削減というよりは、市民サービス向上の方が導入した効果としては高いと思っております。

例えば、最近の事例でいいますと、市内に4つの図書館があるのですが、まとめて指定管理者さんに管理、運営をしていただき、開館時間が伸びたり、閉館日が減ったり、そういう単純に目に見えるような効果もございますし、その分費用も削減されていたかと思います。

そういうことから、久喜市でも当然有効に活用していきたい制度と考えており、実際に活用しております。

三澤副会長がおっしゃられる通り、まだまだ導入できるとも感じております。

その辺は、個別施設計画と考え方が似てはいるものの、別のところで動いている計画になりますので、この中で指定管理者が上手くはまっていないというのはあると思いますが、市としてはそういった制度を有効に使いながら市民サービスの向上と費用の削減を両立していきたいと思っております。

石上会長 よろしいでしょうか。

三澤副会長 はい。

石上会長 その他何かお気づきの点ございましたらお願いいたします。

(意見等なし)

石上会長 それでは以上をもちまして議題の（1）適正配置の方向性の見直しについては終了とさせていただきます。

引き続きまして議題の（2）その他でございますが、まず、事務局から何かございますか。

事務局（藤本 それでは、今後の予定等につきまして、ご説明申し上げます。

主幹） はじめに、今日の会議録の関係ですが、前回と同様に会長一任で、確定とさせていただきます。

次に、次回の委員会の開催予定でございます。

事務局といたしましては、来年2月20日（月）14時、場所は久喜文化会館

の広域文化展示室を考えております。

詳細につきましては、後日、委員会開催の通知を送付させていただきます。

会議内容といたしましては、残りの施設の方向性の見直しについてです。

また、本日の会議資料について意見募集、議会報告を実施いたしますので、そこでいただいた意見について検討をお願いするものでございます。

以上でございます。

石上会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から次回の日程等についてのご説明がありましたが、今回は、2月20日月曜日の14時から、場所は久喜文化会館ということです。

次回の審議内容は、追加資料で網のかかかっていない項目です。

こちらについて、本日と同じような段取りでご審議をいただく予定です。

本件に関しまして、あるいはその他、ご質問やご意見はございますか。

(意見等なし)

石上会長

今日も2時間ちょっとかかりましたが、今回はもう少し内容が多いそうで、2時開始ですが、少し後ろの時間に余裕を持ってご予約いただけるとありがたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

(意義なし)

石上会長

それでは、以上で本日の議題は終了といたします。

進行を司会に戻させていただきます。

司会（高田参事）

石上会長、ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして三澤副会長にごあいさつをお願いします

三澤副会長

(副会長あいさつ)

司会（高田参事）

三澤副会長ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたり大変お疲れ様でございました。

本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年1月19日

会 長 石上 泰州